

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>第5 農業経営改善計画の認定制度 1・2 (略)</p> <p>3 経営改善計画の認定申請 認定申請者は、その市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者であって、経営改善計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、その市町村の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。 また、次に掲げる取扱いに留意するものとします。</p> <p>(1) 複数市町村にまたがる経営の取扱い 複数市町村において認定を希望する者は、それぞれの市町村に対して<u>同一の経営改善計画の内容で認定申請を行うことができます。</u> また、<u>いずれかの市町村において既に認定を受けている者が、新たにそれ以外の市町村に認定申請を行う場合には、認定申請書に既に認定を受けた経営改善計画及び当該計画に係る認定書を添付し、新たに認定申請を行う市町村に提出してください。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 経営改善計画の認定 (1) 経営改善計画の認定要件 市町村は、次に掲げる場合に、経営改善計画の認定を行うものとします。</p>	<p>第5 農業経営改善計画の認定制度 1・2 (略)</p> <p>3 経営改善計画の認定申請 認定申請者は、その市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者であって、経営改善計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、その市町村の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。 また、次に掲げる取扱いに留意するものとします。</p> <p>(1) 複数市町村にまたがる経営の取扱い 複数市町村において認定を希望する者は、それぞれの市町村に対して認定申請を行う<u>必要があります。</u> また、<u>近接する他の市町村において既に認定を受けている者から、新たに認定申請があった場合には、当該市町村においても認定要件を満たしていることが想定されるため、特段の支障がない限り、当該市町村でも速やかに認定することが望ましいと考えます。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 経営改善計画の認定 (1) 経営改善計画の認定要件 市町村は、次に掲げる場合に、経営改善計画の認定を行うものとします。</p>

- ① その計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること。
- ② その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ③ その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

また、その際の具体的な認定基準は別紙4に掲げるとおりとします。

なお、認定に当たっては、当該市町村のみならず、農業経営体が営農活動を行っている全ての区域における農業経営によって得られる所得に基づいて判断してください。

(2) 経営改善計画の認定の処理期間

認定申請者の円滑な農業経営の支障をきたさないよう、認定に要する標準的な処理期間の目安を定めて、公表するように努めてください。

(3) 経営改善計画の認定の通知

市町村が経営改善計画の認定を行ったときは、様式第2号により、認定した旨を当該認定申請者に通知するとともに、認定申請書の写しを付してその旨を農業委員会、関係市町村、関係市町村を区域とする都道府県、農地中間管理機構その他関係機関に連絡するものとしします。

(4) 経営改善計画の有効期間

経営改善計画の有効期間は、当初認定日から起算して5年とします。

また、計画を変更した場合や既に認定を受けている計画を新たに他市町村で認定した場合は、当該計画の有効期間は当初認定した計画の有効期間の終期までとなります。

- ① その計画が市町村の基本構想に照らして適切なものであること。
- ② その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ③ その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

また、その際の具体的な認定基準は別紙4に掲げるとおりとします。

(新設)

(2) 経営改善計画の認定の通知

市町村が経営改善計画の認定を行ったときは、様式第2号により、認定した旨を当該認定申請者に通知するとともに、認定申請書の写しを付してその旨を農業委員会に連絡するものとしします。

(3) 経営改善計画の有効期間

経営改善計画の有効期間は、当初認定日から起算して5年とします。

また、計画を変更した場合であっても、当初認定日から起算して5年間が有効期間となります。

(5) 経営改善計画の審査体制

- ① 市町村は、経営改善計画の認定に当たって、必要に応じて、農業者等及び税理士、中小企業診断士等の専門的な知識を有する者から意見を聴取することができます。

- ② また、人・農地プランに位置付けられた今後の地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」といいます。）については、人・農地プランの策定や見直しに際して設置した検討会において、既に客観的な審査が行われていることから、当該経営体と同様の内容で認定申請を行う場合には、第三者からの意見聴取等を省略することができるものとします。

- ③ 第三者から意見を聴取する際には、以下のことに留意してください。
 - ア 市町村は、意見の聴取先の公平性に配慮すること。
 - イ 市町村は、第三者の名称、意見聴取手続の方法等について、農業者等に対し、あらかじめ周知しておくこと。
 - ウ 市町村は、意見聴取に当たっては、例えば、毎月定例日を設けて行う等により、極力、第三者の負担を軽減するよう努めること。
 - エ なお、認定申請者（法人の場合はその構成員を含む）は意見聴取等を行う第三者になることはできません。

(6) 経営改善計画の広域認定に当たっての市町村等との連携

(4) 経営改善計画の審査体制

- ① 市町村は、経営改善計画の認定に当たっては、農業協同組合、農業委員会、土地改良区のほか、認定農業者、大規模個別経営、法人経営者、集落営農の代表者といった農業者等から構成される組織（以下「第三者組織」といいます。なお、第三者組織には、必要に応じて、税理士、中小企業診断士等の専門的な知識を有する者を構成員とすることにより審査体制の充実を図ることが望ましいと考えます。）から意見を聴取し、客観的な立場からの意見を求めることが適当です。

- ② また、人・農地プランに位置付けられた今後の地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」といいます。）については、人・農地プランの策定や見直しに際して設置した検討会において、既に客観的な審査が行われていることから、当該経営体と同様の内容で認定申請を行う場合には、第三者組織による意見聴取等を省略することができるものとします。

- ③ 第三者組織から意見を聴取する際には、以下のことに留意してください。
(新設)
 - ア 市町村は、第三者組織の名称・構成員、意見聴取手続の方法等について、管内の農業者等に対し、あらかじめ周知しておくこと。
 - イ 市町村は、意見聴取に当たっては、例えば、毎月定例日を設けて行う等により、極力、第三者組織の負担を軽減するよう努めること。
 - ウ なお、第三者組織の構成員に認定申請者が含まれる場合には、その構成員から当該申請者を除いた上で意見聴取等を行うこと。

(5) 経営改善計画の広域認定

複数の市町村において経営改善計画の認定を受けようとする場合で、認定申請を受けた市町村のみで認定の可否を判断し難い場合には、関係市町村又は関係市町村を区域とする都道府県に対し、当該経営改善計画の認定の可否を判断するために必要な情報の提供を求めること等により、適切に対応することとしてください。

(7) 経営改善計画の却下

市町村が認定申請を受けて、第三者の意見聴取等の結果、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由、第三者の意見聴取等の結果の内容を当該認定申請者に書面により通知するものとします。

認定申請者に通知する却下の理由は、(1)の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載してください。

(8) (略)

5～8 (略)

9 関係機関等に対する認定農業者に関する情報の提供

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関、個々の経営改善計画で就農地としている市町村及び当該市町村を区域とする都道府県等においても認定農業者に関する情報を有しておくことが適当です。

また、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）においては、農業協同組合の理事の過半数が、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないこととされており、農業協同組合から市町村に対し、

複数の市町村において経営改善計画の認定を受けようとする場合で、認定申請を受けた市町村のみで認定の可否を判断し難い場合には、関係市町村又は関係市町村を区域とする都道府県に対し、当該経営改善計画の認定の可否を判断するために必要な情報の提供を求めること等により、適切に対応することとしてください。

(6) 経営改善計画の却下

市町村が認定申請を受けて、第三者組織の意見聴取等の結果、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由を当該認定申請者に通知するものとします。

認定申請者に通知する却下の理由は、(1)の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載してください。

(7) (略)

5～8 (略)

9 関係機関等に対する認定農業者に関する情報の提供

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関等においても認定農業者に関する情報を有しておくことが適当です。

また、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）においては、農業協同組合の理事の過半数が、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないこととされており、農業協同組合から市町村に対し、認定農業者に関する情報の照会が行われる場合があります。

このため、市町村が認定農業者に関する情報を関係機関等へ

認定農業者に関する情報の照会が行われる場合があります。

このため、市町村が認定農業者に関する情報を関係機関等へ提供する際は、別紙5を参考にしつつ適切に対応することとしてください。

第5の2 青年等就農計画の認定制度

1・2 (略)

3 青年等就農計画の認定申請

就農計画申請者は、その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して5年以内の青年等を含む。以下同じ。）であって、青年等就農計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、その市町村の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。

(1)・(2) (略)

(3) 複数市町村にまたがる経営の取扱い

複数市町村において認定を希望する者は、それぞれの市町村に対して同一の青年等就農計画の内容で認定申請を行うことができます。

また、いずれかの市町村において既に認定を受けている者が、新たにそれ以外の市町村に認定申請を行う場合には、認定申請書に既に認定を受けた青年等就農計画及び当該計画に係る認定書を添付し、新たに認定申請を行う市町村に提出してください。

4 青年等就農計画の認定

(1) (略)

(2) 青年等就農計画の認定に関する処理期間

就農計画申請者の円滑な農業経営の支障をきたさないよう、

提供する際は、別紙5を参考にしつつ適切に対応することとしてください。

第5の2 青年等就農計画の認定制度

1・2 (略)

3 青年等就農計画の認定申請

就農計画申請者は、その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して5年以内の青年等を含む。以下同じ。）であって、青年等就農計画を作成して認定を受けることを希望する者です。したがって、その市町村の区域内に農用地を所有しない者や現に住所を有していない者も認定申請を行い、認定を受けることができます。

(1)・(2) (略)

(3) 複数市町村にまたがる経営の取扱い

複数市町村において認定を希望する者は、それぞれの市町村に対して認定申請を行う必要があります。

また、近接する他の市町村において既に認定を受けている者から、新たに認定申請があった場合には、当該市町村においても認定要件を満たしていることが想定されるため、特段の支障がない限り、当該市町村でも速やかに認定することが望ましいと考えます。

4 青年等就農計画の認定

(1) (略)

(新設)

認定に要する標準的な処理期間の目安を定めて公表するように努めてください。

(3) 青年等就農計画の認定の通知

市町村が青年等就農計画の認定を行ったときは、様式第2-1号により、認定した旨を当該就農計画申請者に通知するとともに、青年等就農計画申請書の写しを付してその旨を関係市町村、関係市町村を区域とする都道府県、農業委員会、農地中間管理機構その他関係機関に連絡するものとします。

(4) 青年等就農計画の有効期間

青年等就農計画の有効期間は、青年等就農計画の認定をした日から起算して5年（既に農業経営を開始した青年等にあつては認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日まで）とします。

また、計画を変更した場合や、既に認定を受けている計画について新たに他の市町村で認定をした場合は、当該計画の有効期間は、当初認定した計画の有効期間の終期までとなります。

(5) 青年等就農計画の審査体制

市町村は、青年等就農計画の認定に当たっては、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の第7の2（11）に定めるサポート体制又はこれに準じた関係者（以下「サポート体制等」といいます。）から意見を聴取することが適当です。

なお、審査は、関係者による面接等の手段により行うことが望ましいと考えます。

また、人・農地プランに位置付けられた中心経営体については、人・農地プランの策定や見直しに際して設置した検討

(2) 青年等就農計画の認定の通知

市町村が青年等就農計画の認定を行ったときは、様式第2-1号により、認定した旨を当該就農計画申請者に通知するとともに、青年等就農計画申請書の写しを付してその旨を都道府県、農業委員会等に連絡するものとします。

(3) 青年等就農計画の有効期間

青年等就農計画の有効期間は、青年等就農計画の認定をした日から起算して5年（既に農業経営を開始した青年等にあつては認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して5年を経過した日まで）とします。（計画を変更した場合でも、変更前の有効期間となります。）。

(4) 青年等就農計画の審査体制

市町村は、青年等就農計画の認定に当たっては、第三者組織（必要に応じて、都道府県、育成センター等関係機関・団体等を構成員とすることにより審査体制の充実を図ることが望ましいと考えます。）から意見を聴取し、客観的な立場からの意見を求めることが適当です。

なお、審査は、関係者による面接等の手段により行うことが望ましいと考えます。

審査に当たって市町村は、当該青年等の指導等に当たっている農業者（指導農業士等）、育成センター及び普及指導センター等の意見を考慮することが適当ですが、人・農地プラ

会において、既に客観的な審査が行われていることから、当該経営体が同様の内容で認定申請を行う場合には、サポート体制等による意見聴取等を省略することができるものとします。

(6) 青年等就農計画の広域認定に当たっての市町村等との連携

複数の市町村において青年等就農計画の認定を受けようとする場合で、認定申請を受けた市町村のみで認定の可否を判断し難い場合には、関係市町村又は関係市町村を区域とする都道府県に対し、当該青年等就農計画の認定の可否を判断するために必要な情報の提供を求めること等により、適切に対応することとしてください。

(7) 青年等就農計画の却下等

市町村が認定申請を受けて、サポート体制等による意見聴取等の結果、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由、サポート体制等による意見聴取等の結果の内容を当該就農計画申請者に書面により通知するものとします。

就農計画申請者に通知する却下の理由は、(1)の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載してください。

5～12 (略)

13 関係機関等に対する認定新規就農者に関する情報の提供

認定新規就農者が青年等就農計画に沿って経営の確立に向けた取組を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関・団体、個々の青年等就農計画で就農地としている市町村及び当該市町村を区域とする都道府県等においても認定新規就農

ンに位置付けられた中心経営体については、人・農地プランの策定や見直しに際して設置した検討会において、既に客観的な審査が行われていることから、当該経営体が同様の内容で認定申請を行う場合には、第三者組織による意見聴取等を省略することができるものとします。

(5) 青年等就農計画の広域認定

複数の市町村において青年等就農計画の認定を受けようとする場合で、認定申請を受けた市町村のみで認定の可否を判断し難い場合には、関係市町村又は関係市町村を区域とする都道府県に対し、当該青年等就農計画の認定の可否を判断するために必要な情報の提供を求めること等により、適切に対応することとしてください。

(6) 青年等就農計画の却下等

市町村が認定申請を受けて、第三者組織の意見聴取等の結果、認定要件に適合しないと判断し認定申請を却下したときは、認定申請を却下した旨及び却下の理由を当該就農計画申請者に通知するものとします。

就農計画申請者に通知する却下の理由は、(1)の①～③に掲げる認定要件との関係を明確にして、具体的に記載してください。

5～12 (略)

13 関係機関等に対する認定新規就農者に関する情報の提供

認定新規就農者が青年等就農計画に沿って経営の確立に向けた取組を着実に進めるためには、各種支援策を実施する関係機関・団体等においても認定新規就農者に関する情報を有しておくことが適当です。

者に関する情報を有しておくことが適当です。

農業協同組合法においては、農業協同組合の理事の過半数を、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないとされているところ、この原則によらなくてよい場合として、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）において理事の定数の一定割合以上が認定農業者に準ずる者（農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第1号に規定する認定農業者に準ずる者をいう。以下同じ。）である場合等が規定されています。認定新規就農者は、この認定農業者に準ずる者に該当する者とされており

ます。このため、市町村が認定新規就農者に関する情報を関係機関・団体等へ提供する際は、別紙5を参考にしつつ適切に対応することとしてください。

14 （略）

（別紙4）

農業経営改善計画の認定基準

第1 基本構想に照らし適切なものであること

1 農業経営の規模

（1）申請された経営改善計画の認定に当たっては、認定申請のあった農業経営体の営農活動全体から得られる所得に基づいて、基本構想で設定した目標に適合するかを判断します。なお、部門別の規模を考慮する必要はありません。

（2）経営改善計画に記載する規模については、特定作業受託の面積を記載することができます。また、特定作業受託以外の作業受託についても、作目ごとに、基幹作業の延べ作業面積を基幹作業数で除した面積を受託面積として記載することが

農業協同組合法においては、農業協同組合の理事の過半数を、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないとされているところ、この原則によらなくてよい場合として、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）において理事の定数の一定割合以上が認定農業者に準ずる者（農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第1号に規定する認定農業者に準ずる者をいう。以下同じ。）である場合等が規定されています。認定新規就農者は、この認定農業者に準ずる者に該当する者とされており

ます。このため、市町村が認定新規就農者に関する情報を関係機関・団体等へ提供する際は、別紙5を参考にしつつ適切に対応することとしてください。

14 （略）

（別紙4）

農業経営改善計画の認定基準

第1 基本構想に照らし適切なものであること

1 農業経営の規模

（1）申請された経営改善計画における部門別規模が基本構想で設定した規模を上回った場合は、適切なものとして取り扱います。

（2）経営改善計画に記載する規模については、特定作業受託の面積を記載することができます。また、特定作業受託以外の作業受託についても、作目ごとに、基幹作業の延べ作業面積を基幹作業数で除した面積を受託面積として記載することが

できます。この場合、基幹作業及び基幹作業数の確認に当たっては、農用地利用集積の加速的推進について（平成7年9月14日付け7構改B第941号農林水産省構造改善局長通知）を参照して下さい。

(3) 基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、目指している所得水準が基本構想における年間所得目標以上であれば、認定するものとします。

(4) 申請された経営改善計画における目標所得水準が基本構想で設定した水準を下回る場合でも、認定申請者の農業経営体の経営内容全体を考慮し、有機栽培や直接販売に取り組む等、認定申請者が意欲を持って農業経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。

(5) 認定申請者が農畜産物の生産のみならず、加工・販売や6次産業化等の取組を行うときは、「農業経営の規模の拡大に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農畜産物の生産と併せて当該取組により、将来的に基本構想に掲げる所得水準等の達成を目指すときは、その計画を適切であると判断することができます。

なお、目指すべき所得水準は、経営所得安定対策の交付金等を含めた収入及び6次産業化等の取組による加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当です。

(6) 農業経営の様態が多様化していることを踏まえ、基本構想に適合するかの判断は所得水準による判断のみで十分としま

できます。この場合、基幹作業及び基幹作業数の確認に当たっては、農用地利用集積の加速的推進について（平成7年9月14日付け7構改B第941号農林水産省構造改善局長通知）を参照して下さい。

(新設)

(3) 申請された経営改善計画における部門別規模が基本構想で設定した規模を下回る場合でも、有機栽培や直接販売に取り組む等、認定申請者が意欲を持って農業経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。

(4) 認定申請者が農畜産物の生産のみならず、加工・販売や6次産業化等の取組を行うときは、「農業経営の規模の拡大に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農畜産物の生産と併せて当該取組により、将来的に基本構想に掲げる所得水準等の達成を目指すときは、その計画を適切であると判断することができます。

なお、目指すべき所得水準は、経営所得安定対策の交付金等を含めた収入及び加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当です。

(新設)

す。なお、基本構想に設定されているか否かに関わらず、経営の改善・発展に向けた取組として、生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等について、経営改善計画に記載することができます。

(削る)

(削る)

2 その他

次に掲げる事項に留意してください。

(削る)

2 生産方式

基本構想で設定した生産方式におおむね準拠している場合には、適切なものとして取り扱います。

基本構想で設定されていない生産方式、例えば有機農業を取り入れている場合にあつては、近隣の同種の農業経営の実態や認定申請者のこれまでの実績等も踏まえ、技術体系が確立されているか、流通・販売の方法が確立されているか、有機農産物の適正表示がなされているかなどの観点から判断し、認定するものとします。

3 経営管理の方法及び農業従事の態様

基本構想で示した指標は定性的なものが中心となるため、適切に経営指標に基づく自己チェックを行っているかなど、認定申請者の経営改善意欲の多寡を判断基準としてください。

4 その他

次に掲げる事項に留意してください。

(1) 経営改善計画に記載した目標とする年間所得及び目標とする主たる従事者の年間労働時間については、認定申請者の目標設定に濃淡があると考えられることから、認定申請者が記載した目標そのものを判断基準とはせず、経営改善に向けた取組が行われている又は行われる見込みがあるか、基本構想に掲げる目標とすべき所得水準を実現し得るかなど、効率的かつ安定的な農業経営となる見込みがあるかを判断基準としてください。

また、年間労働時間については、その短縮だけを目指すの

(削る)

(1) 認定農業者となり得るものは、個人経営及び法人経営であり、法人格を有しない集落営農は認定農業者となることはできません。

ただし、法人化を目指す農業生産組織等が法人化の計画を含んだ農業経営改善計画を提出し、かつ、既に法人化の手続きを開始している場合には、これを認定対象とすることができます。

(2) 農業者が集落営農に構成員として参加し、権原を有する農地の全てを供した場合には、

① 当該農業者が権原を有する農地に係る内容を含む当該集落営農の営農計画、販売、収入の配分方法等運営方針の決定に関わり、

② 経営改善計画の期間内に、当該農地の全部又は一部について集落営農の作業体系の下で自らが主な基幹作業等を行うのであれば、

当該農業者個人が農業経営を行っている状況にあると捉えられることから、当該農業者個人を認定し得るものと取り扱います。

(3) 申請者が法人の場合にあっては、法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否か

ではなく、労働時間を如何に農業経営の発展に役立つ分野に充てているかといった観点で判断することも重要です。

(2) 基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、都道府県内外の類似する基本構想における経営の指標などを踏まえ、認定するものとします。

(3) 認定農業者となり得るものは、個人経営及び法人経営であり、法人格を有しない集落営農は認定農業者となることはできません。

ただし、法人化を目指す農業生産組織等が法人化の計画を含んだ農業経営改善計画を提出し、かつ、既に法人化の手続きを開始している場合には、これを認定対象とすることができます。

(4) 農業者が集落営農に構成員として参加し、権原を有する農地の全てを供した場合には、

① 当該農業者が権原を有する農地に係る内容を含む当該集落営農の営農計画、販売、収入の配分方法等運営方針の決定に関わり、

② 経営改善計画の期間内に、当該農地の全部又は一部について集落営農の作業体系の下で自らが主な基幹作業等を行うのであれば、

当該農業者個人が農業経営を行っている状況にあると捉えられることから、当該農業者個人を認定し得るものと取り扱います。

(5) 申請者が法人の場合にあっては、法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否か

を判断するものとします。

(4) 小規模な経営など、基本構想で示す所得水準等に到達するためには大幅な経営発展が必要であり、申請された経営改善計画の計画期間内にはその到達が困難なものについても、1 (4)の規定により、認定申請者が意欲を持って経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示す水準に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。

(5) 現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、

- ① 申請された経営改善計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して、農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等により一層の経営改善を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとします。
- ② 将来的に経営を円滑に後継者へ継承するため、経営の一部を後継者に任せる等の理由による場合であれば、経営規模を縮小する場合であっても、基本構想の水準を上回っていることを前提として、基本構想に照らして適切であると判断することができます。

第2・3 (略)

(別紙4の2)

青年等就農計画の認定基準

第1 基本構想に照らして適切なものであること

1 農業経営の規模

(1) 申請された青年等就農計画の認定に当たっては、認定申請

を判断するものとします。

(6) 小規模な経営など、基本構想で示す所得水準等に到達するためには大幅な経営発展が必要であり、申請された経営改善計画の計画期間内にはその到達が困難なものについても、1 (3)の規定により、認定申請者が意欲を持って経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示す水準に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。

(7) 現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、

- ① 申請された経営改善計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して、農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等により一層の経営改善を図ろうとするものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとします。
- ② 将来的に経営を円滑に後継者へ継承するため、経営の一部を後継者に任せる等の理由による場合であれば、経営規模を縮小する場合であっても、基本構想の水準を上回っていることを前提として、基本構想に照らして適切であると判断するものとします。

第2・3 (略)

(別紙4の2)

青年等就農計画の認定基準

第1 基本構想に照らして適切なものであること

1 農業経営の規模

(1) 申請された青年等就農計画における部門別規模が基本構想

のあった農業経営体の営農活動全体から得られる所得に基づいて、基本構想で設定した目標に適合するかを判断します。
なお、部門別の規模を考慮する必要はありません。

(2) 青年等就農計画に記載する規模については、特定作業受託及びそれ以外の作業受託についても記載することができます。また、特定作業受託以外の作業受託についても、作目ごとに、基幹作業の延べ作業面積を基幹作業数で除した面積を受託面積として記載することができます。この場合、基幹作業及び基幹作業数の確認に当たっては、農用地利用集積の加速的推進について（平成7年9月14日付け7構改B第941号農林水産省構造改善局長通知）を参照して下さい。

(3) 基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、目指している所得や経営規模、生産方式その他の指標に関する目標の内容などを踏まえ、認定するものとします。

(4) 申請された青年等就農計画における目標所得水準が基本構想で設定した水準を下回る場合でも、就農計画申請者の農業経営体の経営内容全体を考慮し、有機栽培や直接販売等に取り組む等、就農計画申請者が意欲を持って青年等就農計画に記載された農業経営の基礎の確立に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。

(5) 就農計画申請者が農畜産物の生産のみならず、農畜産物の加工・販売や6次産業化等の取組を行うときは、「農業経営の規模に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農畜産物の生産

で設定した規模を上回った場合は、適切なものとして取り扱います。

(2) 青年等就農計画に記載する規模については、特定作業受託及びそれ以外の作業受託についても記載することができます。また、特定作業受託以外の作業受託についても、作目ごとに、基幹作業の延べ作業面積を基幹作業数で除した面積を受託面積として記載することができます。この場合、基幹作業及び基幹作業数の確認に当たっては、農用地利用集積の加速的推進について（平成7年9月14日付け7構改B第941号農林水産省構造改善局長通知）を参照して下さい。

(新設)

(3) 申請された青年等就農計画における部門別規模が、基本構想で設定した規模を下回る場合でも、有機栽培や直接販売等に取り組む等、就農計画申請者が意欲を持って青年等就農計画に記載された農業経営の基礎の確立に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示される所得水準等に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができます。

(4) 就農計画申請者が農畜産物の生産のみならず、農畜産物の加工・販売等の取組を行うときは、「農業経営の規模に関する目標のうち農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」にその旨を記載することとし、農畜産物の生産と併せて当該

と併せて当該取組により、将来的に基本構想に掲げる所得水準等の達成を目指すときは、その計画を適切であると判断することができます。

なお、目指すべき所得水準等の目標の達成の判断に当たっては、営業利益だけ見るのではなく、交付金等（農業次世代人材投資資金を除く）を含めた収入及び6次産業化の取組等による加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当です。

(削る)

(削る)

4 その他

次に掲げる事項に留意してください。

(1) 認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展すると見込まれる青年等を対象とするものであることから、青年等就農計画における青年等の年

取組により、将来的に基本構想に掲げる所得水準等の達成を目指すときは、その計画を適切であると判断することができます。

なお、目指すべき所得水準等の目標の達成の判断に当たっては、営業利益だけ見るのではなく、交付金等（青年就農給付金を除く）を含めた収入及び加工・販売その他の関連・附帯事業に係る収入を合計した上で、それぞれの経費を差し引いた所得で判断することが適当です。

2 生産方式

基本構想で設定した生産方式におおむね準拠している場合には、適切なものとして取り扱います。

基本構想で設定されていない生産方式、例えば有機農業を取り入れている場合にあっては、近隣の同種の農業経営の実態や就農計画申請者のこれまでの研修経験等も踏まえ、技術が習得されているか、流通・販売の方法が確立されているか、有機農産物の適正表示がなされているかなどの観点から判断し、認定するものとします。

3 経営管理の方法及び農業従事の態様

基本構想で示した指標は定性的なものが中心となるため、関係者による面接等により就農計画申請者が農業経営の基礎の確立に向けた必要な取組を行うかどうか等を把握することで判断してください。

4 その他

次に掲げる事項に留意してください。

(1) 青年等就農計画に記載した目標とする年間所得及び目標とする主たる従事者の年間労働時間については、就農計画申請者の目標設定に濃淡があると考えられることから、就農計画

間農業従事日数については、150日以上であると見込まれることが望ましいです。

(削る)

(2) 認定新規就農者となり得るものは、個人経営及び法人経営であり、法人格を有しない集落営農は認定新規就農者となることはできません。

(3) 申請者が法人の場合にあつては、法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否かを判断するものとします。

(4) 現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、申請された青年等就農計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して、農業経営の確立を図ろうとす

申請者が記載した目標そのものを判断基準とはせず、青年等就農計画の達成に向けた取組が行われている又は行われる見込みがあるか、基本構想に掲げる目標とすべき所得水準を実現し得るかなど、期間終了後に経営改善計画の認定を受ける見込みがあるかを判断基準としてください。

また、年間労働時間については、労働時間を如何に農業経営の発展に役立つ分野に充てているかといった観点で判断することも重要です。

なお、認定新規就農者制度は、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展すると見込まれる青年等を対象とするものであることから、青年等就農計画における青年等の年間農業従事日数については、150日以上であると見込まれることが望ましいです。

(2) 基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、都道府県内外の類似する基本構想における経営の指標などを踏まえ、認定するものとします。

(3) 認定新規就農者となり得るものは、個人経営及び法人経営であり、法人格を有しない集落営農は認定新規就農者となることはできません。

(4) 申請者が法人の場合にあつては、法人の主たる従事者が目標とする農業所得の額が基本構想に掲げる目標とすべき農業所得水準と同等以上の水準となるような農地の規模拡大の取組や農畜産物の加工・販売の取組等が掲げられているか否かを判断するものとします。

(5) 現在の経営が既に基本構想で示す指標を上回る者からの申請については、申請された青年等就農計画の内容が、今後も更なる所得向上等を目指して、農業経営の確立を図ろうとす

るものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとします。

第2・第3 (略)

(別紙5)

関係機関等に対する認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の提供

第1 (略)

第2 市町村が行う情報提供及び情報管理

1～3 (略)

4 市町村が情報提供を行う関係機関等には、農業委員会、農業協同組合、関係市町村、関係都道府県、農地中間管理機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金等を含めることとします。

5 (略)

第3 (略)

るものであれば、基本構想に照らして適切であると判断するものとします。

第2・第3 (略)

(別紙5)

関係機関等に対する認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の提供

第1 (略)

第2 市町村が行う情報提供及び情報管理

1～3 (略)

4 市町村が情報提供を行う関係機関等には、農業委員会、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人農業者年金基金等を含めることとします。

5 (略)

第3 (略)